

周防大島町再犯防止推進計画

令和3年3月

周防大島町



はじめに

近年、全国の刑法犯の認知件数は平成 15 年をピークに減少傾向にある一方、検挙人員に占める再犯者の比率が、平成 30 年には 48.8% となっており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような中、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布、施行され、国においては平成 29 年 12 月に「再犯防止推進計画」が策定され、山口県においても平成 31 年 3 月に「山口県再犯防止推進計画」が策定されました。

本町におきましては、法の趣旨を踏まえ、再び犯罪をすることのないよう、犯罪をした人の立ち直りを支え、再び社会の一員となれますよう「周防大島町再犯防止推進計画」を策定いたしました。

この計画では、5 つの重点施策を掲げ、これまで取り組んできた、犯罪のない安全・安心なまちづくりをより一層進めるとともに、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を含め、だれもが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指してまいります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました周防大島町再犯防止推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

周防大島町長 藤本 浄孝

目次

第1章 計画の策定にあたって

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 1 |
| 3 | 計画期間 | 2 |
| 4 | 「犯罪をした人等」「再犯の防止等」の定義 | 2 |
| 5 | 基本方針 | 2 |
| 6 | 重点施策 | 3 |

第2章 犯罪に関する統計データ

| | | |
|---|--------|---|
| 1 | 全国の状況 | 4 |
| 2 | 山口県の状況 | 6 |

第3章 計画の取組事項

| | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 広報・啓発活動の推進 | 10 |
| 2 | 就労・住居の確保 | 12 |
| 3 | 保健医療・福祉的支援 | 15 |
| 4 | 非行の防止 | 17 |
| 5 | 関係機関・団体等との連携強化 | 19 |

第4章 計画の推進

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 計画の推進体制 | 23 |
| 2 | 協働による取組の推進 | 23 |

資料

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 用語解説 | 24 |
| 2 | 更生保護サポートセンターおおしまについて | 26 |
| 3 | 周防大島町再犯防止推進計画策定委員会設置要綱 | 27 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成15年以降減少しており、平成30年には817,338件と戦後最少となっていますが、検挙人員に占める再犯者の人員比率は上昇し続け、平成30年には48.8%となっており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下、「再犯防止推進法」という。）が公布、施行され、都道府県及び市町村は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策の推進に関する計画を策定し、実施する責務を有することが明記されました。

国においては平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定され、山口県においても平成31年3月に「山口県再犯防止推進計画」が策定されました。

本町では、このような状況を踏まえ、再犯の防止等に関連した施策の今後に向けた基本的な方向性や取組等を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、「周防大島町再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

また、国や山口県の再犯防止推進計画の取組内容を踏まえるとともに、「周防大島町総合計画」をはじめとする関連計画と整合性を図ります。

再犯防止推進法（抜粋）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（事項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅延なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国、山口県の計画の見直し、本町の再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

4 「犯罪をした人等」「再犯の防止等」の定義

本計画において、「犯罪をした人等」とは、犯罪をした人をいい、警察で微罪処分になった人、検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放された人等を含みます。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした人等が再び犯罪をすることを防ぐことをいいます。

5 基本方針

国の基本方針を踏まえ、次の5つを本計画の基本方針とします。

- (1) 犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国、山口県、民間の関係機関・団体、その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- (2) 国及び山口県との適切な役割分担を踏まえ、切れ目のない指導及び支援を実施します。
- (3) 再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて取り組みます。
- (4) 再犯の防止等に関する施策は、犯罪等の実態を踏まえ、必要に応じて民間の関係機関・団体、その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとなるよう取り組みます。
- (5) 再犯の防止等に関する取組を、わかりやすく効果的に広報するなどし、広く町民の関心と理解が得られるよう取り組みます。

6 重点施策

国の「再犯防止推進計画」、山口県の「山口県再犯防止推進計画」を踏まえ、次の5点を重点施策として本計画を推進します。

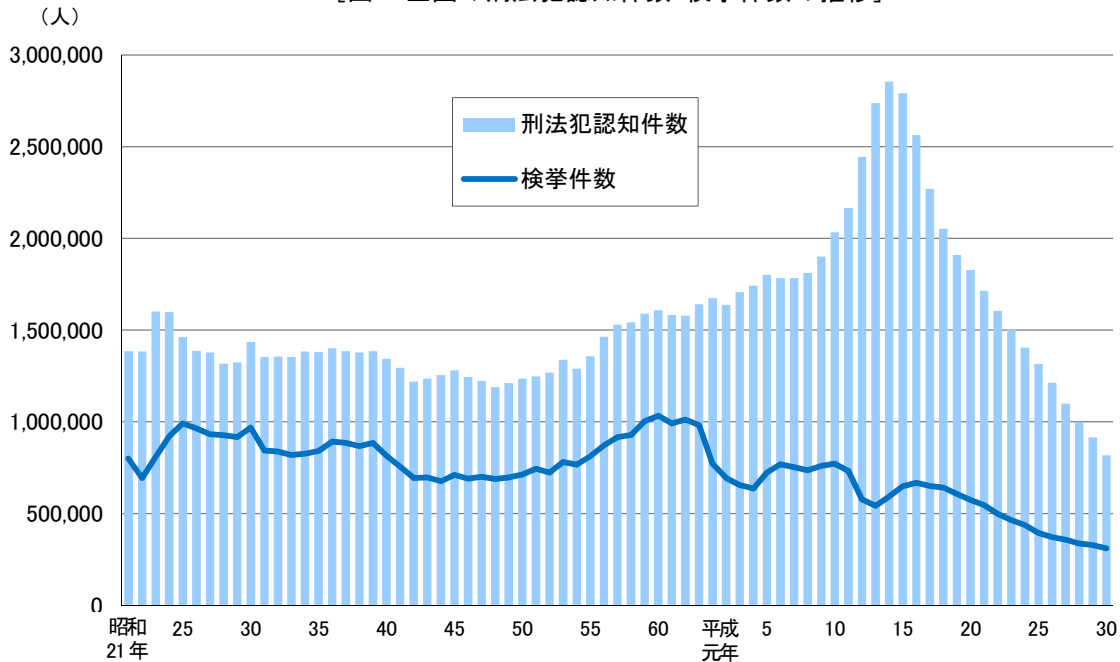
- | | |
|-------|----------------|
| 重点施策1 | 広報・啓発活動の推進 |
| 重点施策2 | 就労・住居の確保 |
| 重点施策3 | 保健医療・福祉的支援 |
| 重点施策4 | 非行の防止 |
| 重点施策5 | 関係機関・団体等との連携強化 |

第2章 犯罪に関する統計データ

1 全国の状況

- 全国の刑法犯の認知件数は平成15年以降減少しており、平成30年には817,338件と戦後最少となっています。

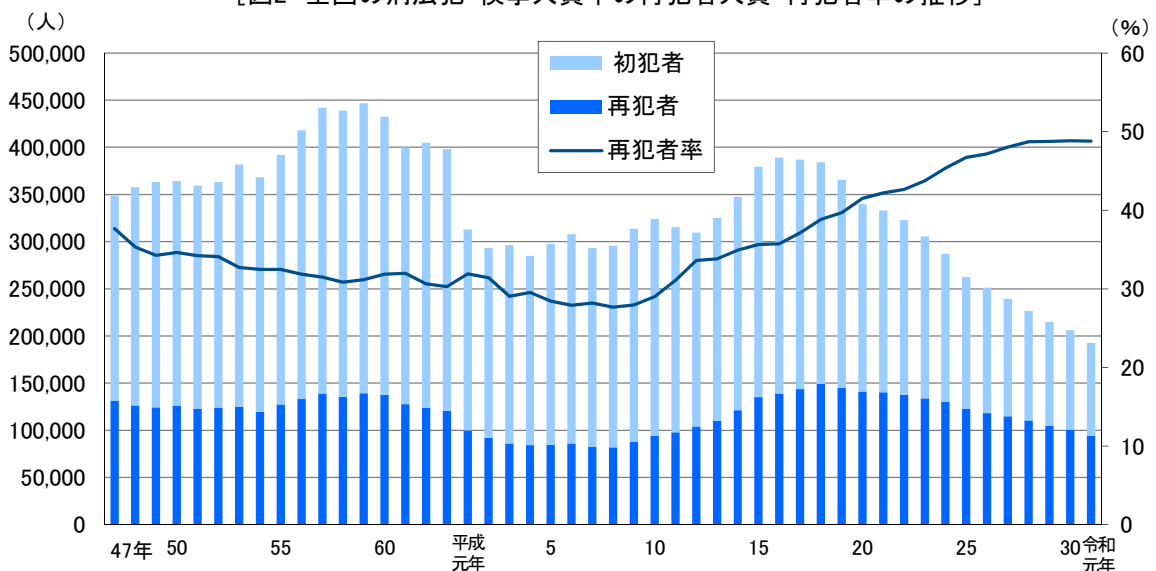
[図1 全国の刑法犯認知件数・検挙件数の推移]



出典:警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料

- 検挙人員に占める再犯者の人員比率は上昇し続け、平成30年には48.8%となっています。

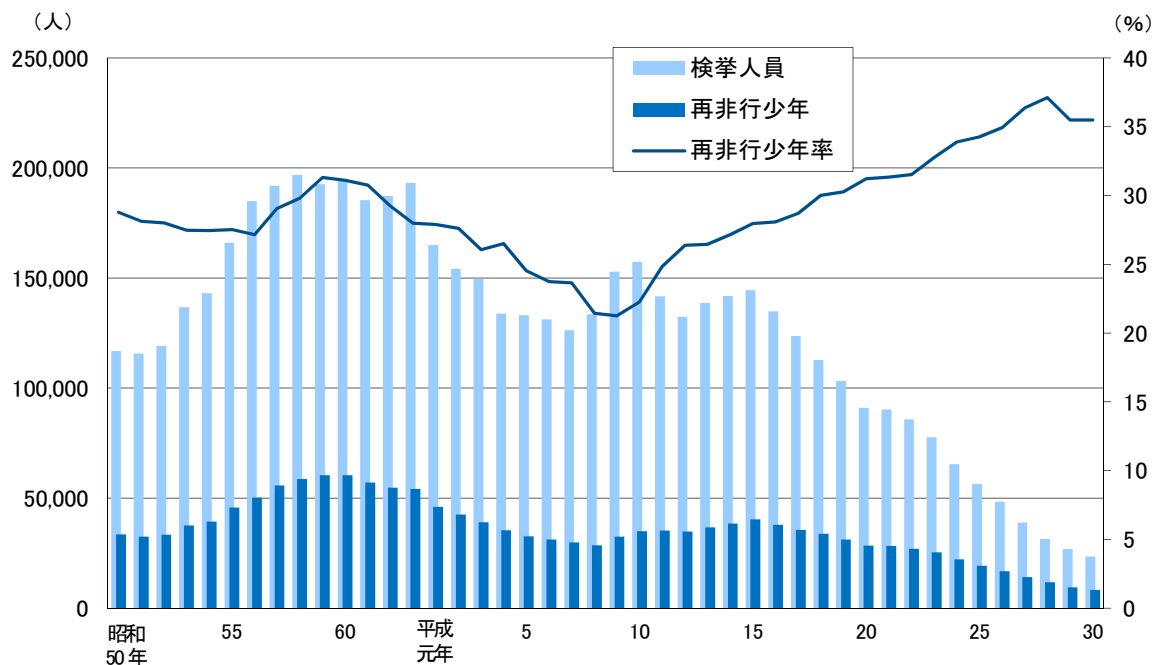
[図2 全国の刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移]



出典:警察庁の統計による

- 刑法犯による少年の検挙人員、再非行少年の人員ともに、平成16年以降は毎年減少しています。
- 再非行少年率は、平成10年から上昇し続け、平成28年に平成期で最も高い37.1%でしたが、平成29年は低下し、平成30年は平成29年と同水準の35.5%となっています。

[図3 全国の少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年人員・再非行少年率の推移]

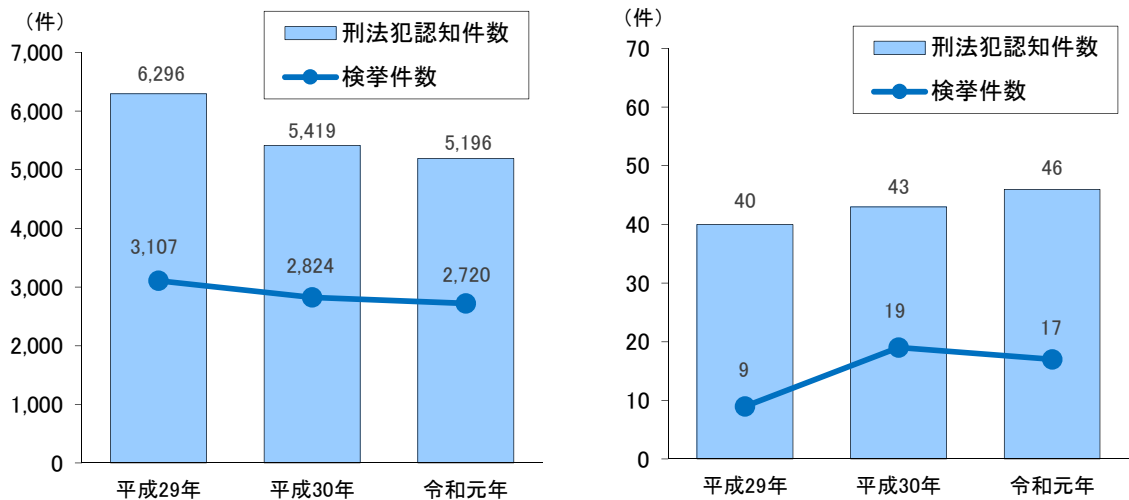


出典：警察庁の統計による

2 山口県の状況

- 平成29年から令和元年までの山口県の刑法犯認知件数は減少していますが、本町の刑法犯認知件数は増加しています。

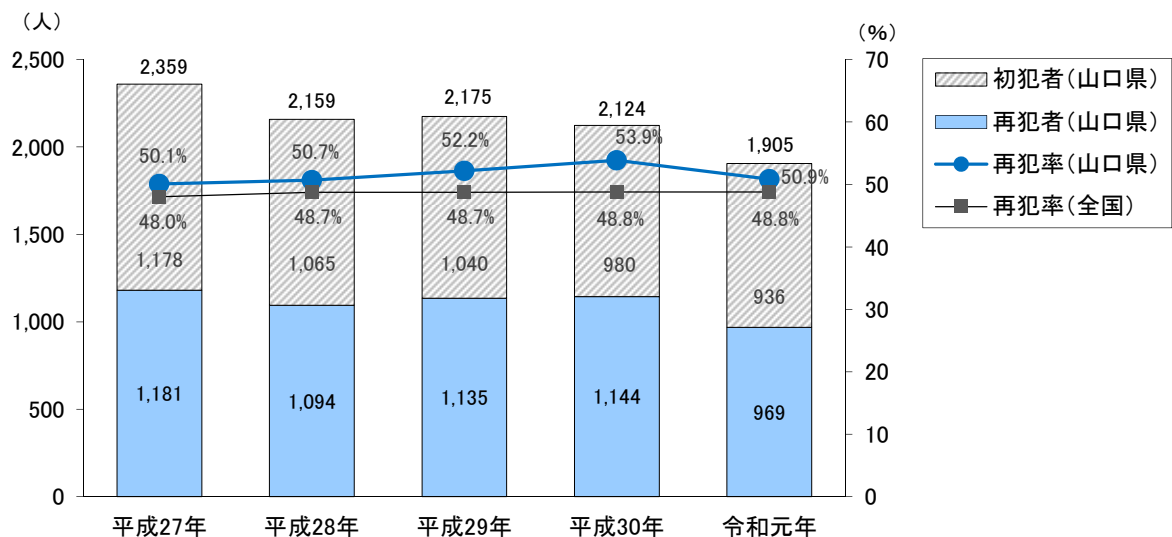
[図4 山口県の刑法犯認知件数・検挙件数の推移] [図5 周防大島町の刑法犯認知件数・検挙件数の推移]



出典：山口県警察市町村刑法犯認知・検挙状況

- 山口県の刑法犯検挙者中の再犯者数は平成30年まで1,000人台前半で推移していましたが、令和元年は刑法犯検挙者の減少にともない減少しています。
- 山口県の刑法犯検挙者中の再犯率は全国を上回り、平成30年まで上昇していましたが、令和元年に低下しています。

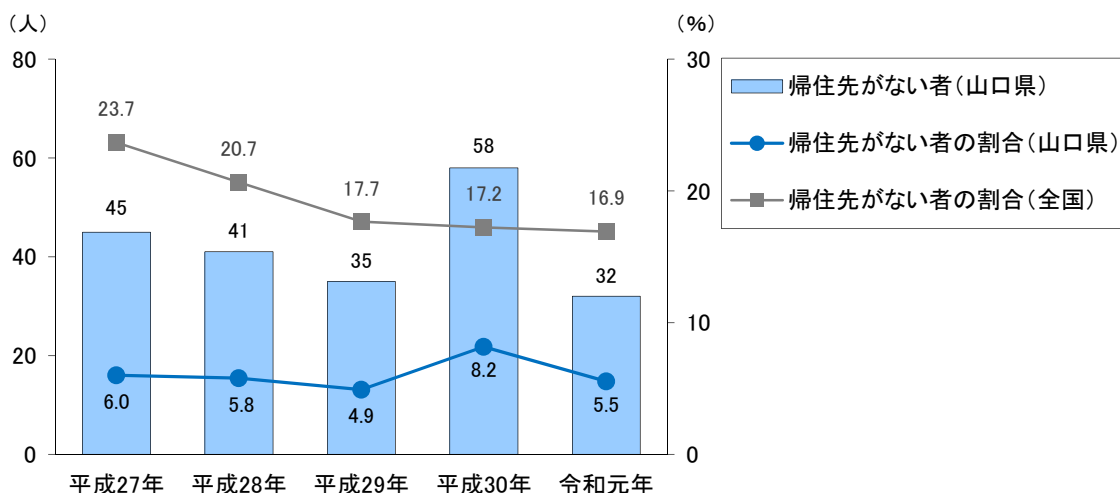
[図6 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯率]



出典：警察庁統計

- 山口県の刑務所出所時に帰住先がない者の数は、令和元年は32人であり、その割合は全国の値よりも低くなっています。

[図7 刑務所出所時に帰住先がない者の数・割合]

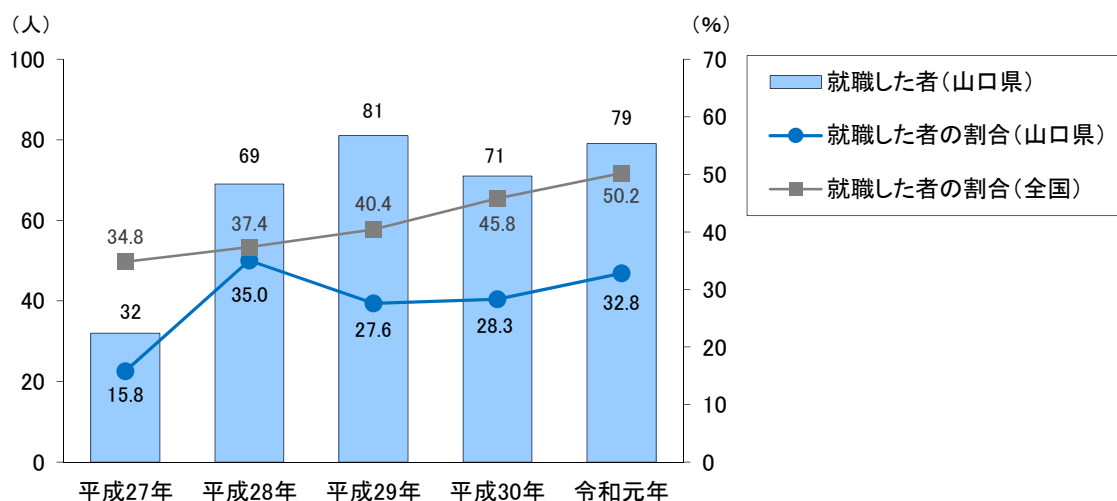


出典：法務省・矯正統計年報

※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者などを含む。

- 山口県の刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち就職した者の数は、令和元年は79人であり、その割合は全国の値よりも低くなっています。

[図8 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数・割合]

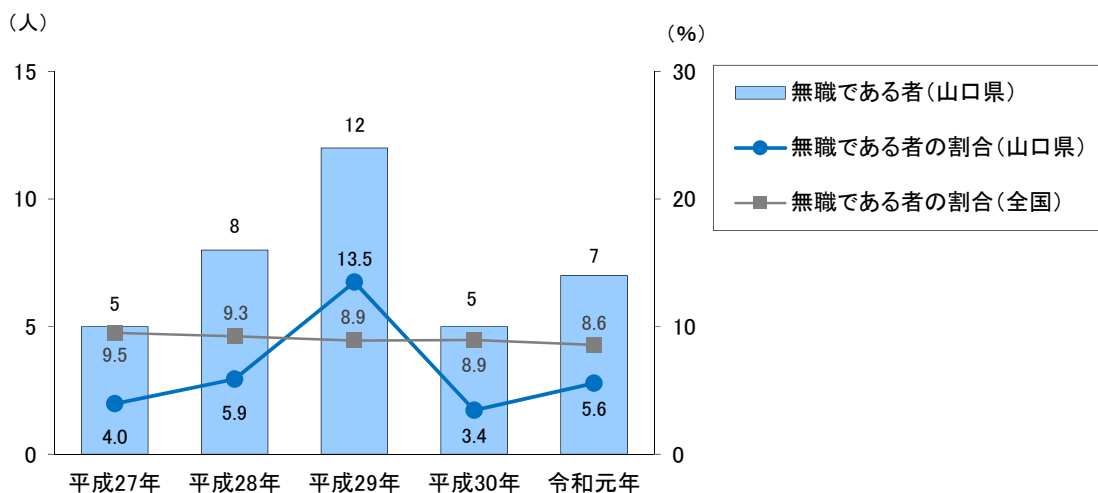


出典：厚生労働省調査による

※「刑務所出所者等総合的就労支援対策」とは、法務省と厚生労働省(矯正施設・保護観察所・ハローワーク)が連携を強化し、刑務所受刑者及び少年院在院者に対して入所・入院の早い段階から就労支援を行うとともに、刑務所出所者等の生活基盤整備及び就労支援を総合的・一元的に実施する取組。

- 山口県の保護観察処分少年及び少年院仮退院者のうち保護観察終了時に無職である者の数は、令和元年は7人であり、その割合は全国の値よりも低くなっています。

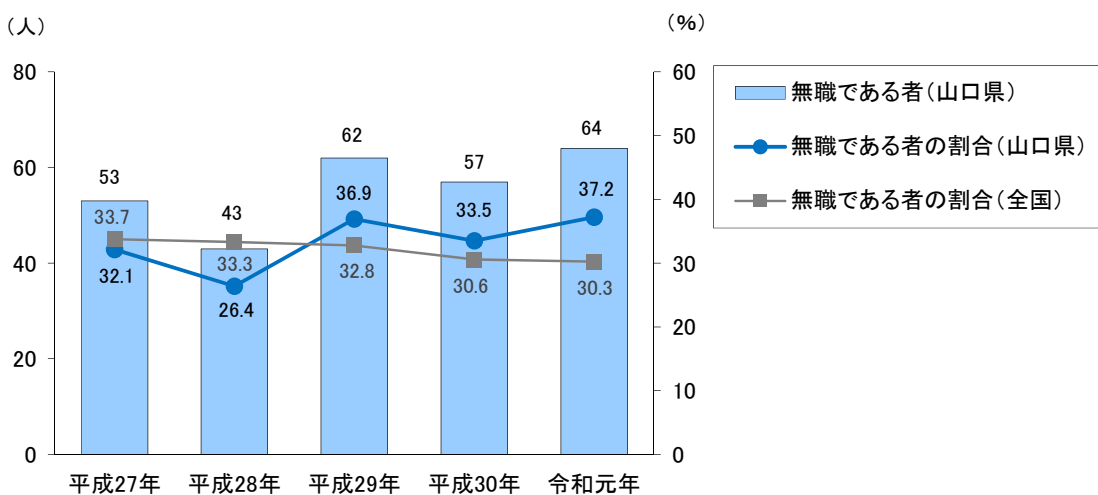
[図9 保護観察終了時に無職である者の数・割合(保護観察処分少年及び少年院仮退院者)]



出典: 法務省・保護統計年報

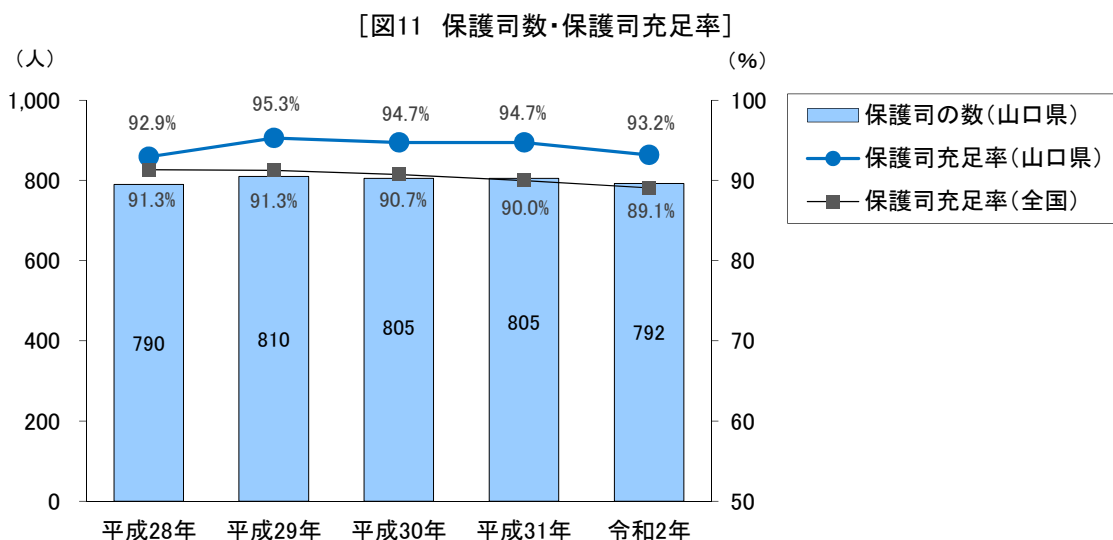
- 山口県の仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者のうち保護観察終了時に無職である者の数は、令和元年は64人であり、その割合は全国の値よりも高くなっています。

[図10 保護観察終了時に無職である者の数・割合(仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者)]



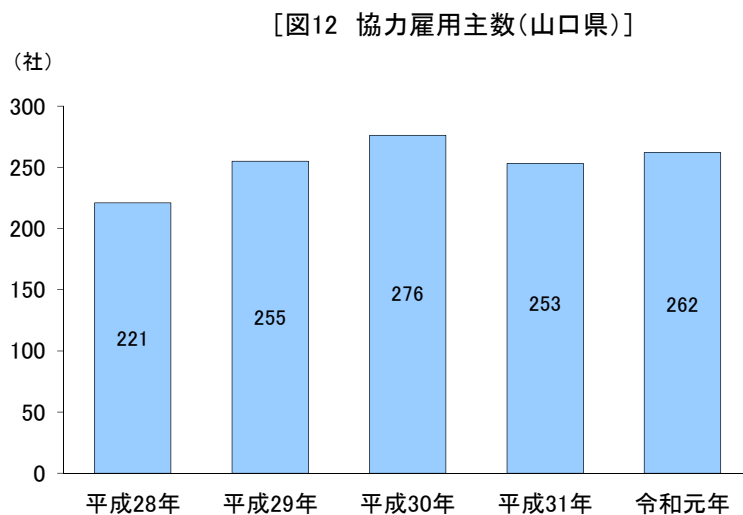
出典: 法務省・保護統計年報

- 山口県の保護司数は、令和2年は792人であり、充足率は全国の値よりも高くなっています。



出典：法務省調査による(各年1月1日現在)

- 山口県の協力雇用主数は、令和元年10月1日現在は262社です。



※平成28年～平成31年は1月1日現在、令和元年は10月1日現在

出典：法務省調査による

第3章 計画の取組事項

1 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、広く町民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

<町の取組>

| | |
|----------------------------|---|
| 「社会を明るくする運動」の周知・啓発 福祉課 | 毎年7月に全国展開される「社会を明るくする運動」の強調月間において、大島保護区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係団体等が取り組む様々な活動を支援します。 |
| 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 健康増進課 | 薬物乱用による弊害について町民が正しく認識できるよう啓発を行い、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。 |
| 人権教育・啓発 福祉課・社会教育課 | 町民一人ひとりの人権尊重の意識を高めるため、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進します。 |
| 青少年健全育成・非行防止の啓発 社会教育課 | 少年期から非行防止等の理解・規範意識を高めるため、有害図書点検や海水浴場の巡視などの環境整備活動や薬物乱用防止の啓発活動などを通じて、青少年健全育成・非行防止の啓発を推進します。 |
| 支援関係機関・団体等への周知 各事業の実施主体 | 各種会議や出前講座等を活用し、行政関係機関窓口や社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援の必要性についての理解を促進します。 |
| 保護司に関する理解の促進と人材の育成 福祉課 | 保護司会と連携を図り、保護司に関する町民の理解を促進するとともに、更生保護ボランティアを育成するための取組を推進します。 |

<関係機関・団体の取組>

| | |
|---|---|
| <p>「社会を明るくする運動」 総理大臣メッセージ伝達式</p> <p>大島保護区保護司会</p> | <p>毎年7月に「社会を明るくする運動」の強調月間が全国的に展開されるにあたり、内閣総理大臣メッセージを更生保護団体から町長に伝達することで、活動に対する町民の理解と参加促進を図ります。</p> |
| <p>「社会を明るくする運動」 街頭啓発キャンペーン</p> <p>大島保護区保護司会 大島地区更生保護女性会</p> | <p>犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の立ち直りへの理解を促進するため、「社会を明るくする運動」に地域関係者等と連携し、町内の施設等で街頭啓発活動を行います。</p> |
| <p>「ダメ。ゼッタイ。」普及運動</p> <p>大島保護区保護司会 大島地区更生保護女性会</p> | <p>薬物乱用による弊害を町民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築するため、町内の施設等で街頭啓発活動を行います。</p> |
| <p>保護司に関する理解の促進 と人材の育成</p> <p>大島保護区保護司会 大島地区更生保護女性会</p> | <p>町福祉課と連携を図り、保護司に関する町民の理解を促進するとともに、更生保護ボランティアを育成するための取組を推進します。</p> |

2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことなど、生活の安定のための就労の確保は再犯防止に向けた重要な課題です。

<町の取組>

| | |
|----------------------------------|---|
| 就労支援・相談の実施 商工観光課 | ハローワークの求人情報を発信します。 |
| 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援 福祉課 | 生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者の抱えている課題の分析、ニーズの把握、支援プランの策定、各種支援が包括的に行えるよう関係機関との連絡調整等を実施し、生活困窮状態からの早期自立を支援します。 |
| 生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の支給 福祉課 | 離職により経済的に困窮し、住居を失うおそれがある人(失った人)に対し、就職活動の支援とそれを支えるため家賃相当額を有期で給付します。 |
| 就労支援プログラム 福祉課 | ハローワークへの同行訪問、就労開始後のフォロー等就労支援プログラムを中心に生活保護受給者への自立支援を行います。 |
| 障害者の就労支援 福祉課 | 障害者就業・生活支援センター、企業、障害福祉サービス事業所(就労支援)等、官民連携で取り組む「周防大島町地域自立支援協議会」や「柳井圏域地域自立支援協議会」を中心に、一般就労、福祉的就労の促進、障害者の理解促進などに取り組みます。 |

<国の取組>

| | |
|---------------------------------|---|
| 就労支援 柳井公共職業安定所 (ハローワーク柳井) | 矯正施設や保護観察所からの協力依頼があった支援対象者に対し、各機関と連携を図りながら職業相談等の就労支援を行います。また、矯正施設入所者が出所後にハローワークへ求職申込を行った場合も、担当窓口にて職業相談や職業紹介など個別支援を行います。 |
|---------------------------------|---|

<関係機関・団体の取組>

| | |
|--------------------------|---|
| 協力雇用主の開拓 大島保護区保護司会 | 町内企業等における協力雇用主としての理解と協力を進め、新たな協力雇用主の開拓に取り組みます。 |
| 高齢者の就労支援 周防大島町社会福祉協議会 | ○住民型有償サービスたすけあい 働く意欲のある健康な人が協力会員となり、臨時的かつ短期的または軽易な就業の機会を提供します。 |

(2) 住居の確保

刑務所満期出所者のうち約4割が、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの人が再犯に至るまでの期間は帰住先が確保されている人と比較して短くなっていることなど、生活の安定のための住居の確保が再犯防止に向けた重要な課題です。

<町の取組>

| | |
|--------------------------------------|---|
| 町営住宅での受け入れ 生活衛生課 | 低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人世帯等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保します。 |
| 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援（再掲） 福祉課 | 生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者の抱えている課題の分析、ニーズの把握、支援プランの策定、各種支援が包括的に行えるよう関係機関との連絡調整等を実施し、生活困窮状態からの早期自立を支援します。 |
| 生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の支給（再掲） 福祉課 | 離職により経済的に困窮し、住居を失うおそれがある人（失った人）に対し、就職活動の支援とそれを支えるため家賃相当額を有期で給付します。 |
| 共同生活援助の利用支援 福祉課 | 障害がある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄または食事など日常生活上の援助を行います。 |
| 高齢者の住まいの確保への支援 福祉課 | 家庭環境や経済的な理由等で在宅での日常生活が困難な高齢者等の、生活支援ハウス、養護老人ホームへの入所を支援します。 |

<関係機関・団体の取組>

| | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 協力雇用主の開拓・支援 大島保護区保護司会 | 社員寮を保有する企業に対し、協力雇用主としての理解と協力を促します。 |
| 協力雇用主への支援 大島保護区保護司会 | 協力雇用主に、国の制度の情報提供や相談を行うなど、活動の支援を行います。 |

3 保健医療・福祉的支援

(1) 高齢者又は障害のある人等への支援

高齢者や障害のある人等、適切な支援がなければ自立した生活を送ることが困難な人に対し、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健・医療・福祉等の支援を行うことが重要です。

<町の取組>

| | |
|-------------|--|
| 包括的な相談体制の充実 | 地域包括支援センターや町各課窓口、子育て世代包括支援センター、新たに設置する子ども家庭総合支援拠点、障害者の相談拠点などの相談窓口が連携を図り、複合的な課題などに包括的に対応する体制を整備します。 |
| 福祉課・関係課 | |
| 地域包括支援センター | 高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、高齢者の総合相談窓口とし、認知症などの介護相談に応じるとともに、虐待防止などの権利擁護も含めた包括的・継続的な支援を行うため、地域の見守りネットワークの構築など、支援体制の整備を促進します。 |
| 介護保険課 | |
| 障害に関する相談窓口 | 障害者、障害児の保護者、障害児（者）の介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者相談支援事業所と連携して支援します。また、ひきこもりに関する相談や発達障害に関する相談に対し、それぞれ専門機関において支援します。 |
| 福祉課 | |

<関係機関・団体の取組>

| | |
|----------------------|---|
| 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進 | 相談、生活福祉資金等の貸付、地域福祉権利擁護事業、法人成年後見人等受任事業などにより、年齢の差異や障害の有無にかかわらず、地域住民の暮らしの相談や支援に取り組みます。 |
| 周防大島町社会福祉協議会 | |
| 社会福祉増進等の活動 | 町民の実態や福祉ニーズを日常的に把握し、住民一人ひとりが、自分に合った福祉サービスが受けられるよう、行政機関、施設・団体などにつなぎ、住民の福祉需要に対応した適切なサービスの提供が図れるよう支援します。また、社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を町民に的確に提供します。 |
| 民生委員児童委員 | |

(2) 薬物依存者等への支援

覚醒剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する人の約3割が覚醒剤取締法違反によるものとなっています。また、他の犯罪に比べて再犯リスクが高いことから、再犯防止に向けた取組が重要です。

<町の取組>

| | |
|-----------------------------|---|
| 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲） 健康増進課 | 薬物乱用による弊害について町民が正しく認識するよう啓発を行い、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。 |
| 薬物依存症等の相談への対応 健康増進課 | 薬物依存症等に関する相談について、山口県精神保健福祉センター等の関係機関につなぎます。 |

<関係機関・団体の取組>

| | |
|--|---|
| 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲） 大島保護区保護司会 大島地区更生保護女性会 | 薬物乱用による弊害を町民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築するため、町内の施設等で街頭啓発活動を行います。 |
| 地域の関係機関・団体等との連携強化 大島保護区保護司会 大島地区更生保護女性会 | 民生委員児童委員等の地域の関係機関・団体等と連携し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成に関する取組を推進します。 |

4 非行の防止

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止のための取組を推進していくことが重要です。

<町の取組>

| | |
|-------------------------------|--|
| 「社会を明るくする運動」の周知・啓発（再掲） 福祉課 | 毎年7月に全国展開される「社会を明るくする運動」の強調月間において、大島保護区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係団体等が取り組む様々な活動を支援します。 |
| 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲） 健康増進課 | 薬物乱用による弊害について町民が正しく認識するよう啓発を行い、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。 |
| 専門家による教育相談 学校教育課 | 小中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。 |
| 総合教育相談窓口 学校教育課 | いじめ・不登校のこと、友だち・異性のこと、ひきこもり、非行等問題行動など、様々な悩みを持つ青少年とその家族のために、「ふれあいテレホン大島」を開設し、必要な支援につなげます。 |
| 学校や支援機関等とのつなぎ 福祉課 | 家庭相談員が、児童相談所や保健所、学校等の関係機関と地域担当の民生委員児童委員の連絡、調整を行います。また、個別支援において、地域担当の民生委員児童委員に対して支援を行います。 |

<警察の取組>

| | |
|-------------------|---|
| 少年安全サポーター 警察OB | 警察官のOBで構成され、少年の健全育成のため、学校における安全点検や緊急時の訓練などの被害防止活動、児童・生徒の問題行動に対する指導・助言や立ち直り支援などの非行防止活動、関係機関との会議への出席や合同での街頭補導などに取り組みます。 |
|-------------------|---|

<国の取組>

| | |
|---------------------------|---|
| 地域援助業務 | 課題を抱える児童等に対する面接、カウンセリング、個別検査等のほか、学校等で非行予防を目的とした出前授業を行うなど、専門的な相談支援機能による効果的な非行防止の取組を進めます。 |
| 法務少年支援センター山口 (山口少年鑑別所) | |

<関係機関・団体の取組>

| | |
|--------------------------|---|
| 保護司と学校関係者による 意見交換会 | 青少年非行防止活動の一環として、保護司と町内の小中学校関係者が非行事例を検討することで、その対応や支援の共通認識を図ります。 |
| 大島保護区保護司会 | |
| 学校関係者等との連携強化 | 学校担当保護司を中心に小中学校との連携を強化し、非行の防止のための啓発活動に取り組みます。 |
| 大島保護区保護司会 大島地区更生保護女性会 | |
| 中学校生徒の主張発表大会 | 中学校と連携を図り、社会を明るくする運動の一環とし、中学校生徒の主張発表大会を開催します。 |
| 大島保護区保護司会 大島地区更生保護女性会 | |
| 青少年の非行防止や支援活動 | 次世代を担う青少年の非行防止・健全育成並びに地域の子育て支援を、関係団体と連携しながら進めます。 |
| 大島地区更生保護女性会 | |
| 犯罪非行防止講座 | 町内の小中学校を対象に、「社会のルール」、「ノーと言える力」などの大切さを伝える講座を開催し、犯罪や非行の未然防止に取り組みます。 |
| 大島地区更生保護女性会 | |

5 関係機関・団体等との連携強化

更生保護行政を担う国と、町民に身近な県・町が相互に連携し、さらには町と地域の関係者が連携して重層的に取組を進めることが重要です。

(1) 協働による推進体制

<町の取組>

| | |
|--------------|--|
| 地域自立支援協議会 | 障害者支援に携わる関係者が支援に向けた連携を図り、町や相談支援事業において顕在化した課題や、新たに把握された障害者の現状やニーズについて情報を共有し、改善・解決に向けて協議会を開催します。また、サービスの提供体制や、障害者に関する取組の広域的な対応のため、柳井圏域市町で設置する「柳井圏域地域自立支援協議会」と連携を図り、支援体制を強化します。 |
| 福祉課 | |
| 要保護児童対策地域協議会 | 関係機関、関係団体、児童の福祉に関する職務に従事する関係者が連携を図り、要保護児童に関する情報や考え方を共有し、総合的な要保護児童対策を推進します。 |
| 福祉課 | |
| 青少年育成町民会議 | 次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、家庭、学校、地域と連携した事業を推進する青少年育成町民会議の活動を支援します。 |
| 社会教育課 | |

<国の取組>

| | |
|-----------------|---|
| 矯正施設入所者に対する社会教育 | 矯正施設入所者が出所後、地域社会で適切に生活できるよう、社会情勢の動向を踏まえたモラルなど社会性の向上に資する教育の実施を期待します。 |
| 矯正施設 | |

<関係機関・団体の取組>

| | |
|-----------------------|--|
| 保護司と地域の関係機関・団体等との連携強化 | 地域の関係機関・団体等と連携し、情報を共有するとともに、地域の課題を検討し、協働による取組を推進します。 |
| 大島保護区保護司会 | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>地域見守りネットワークの構築</p> | <p>社会福祉協議会において、支援が必要な住民が深刻な事態に至らないよう予防し、日常生活における問題を早期に発見できるよう、民生委員児童委員や町、地域の社会福祉関係者、住民・ボランティア等との連携による「地域見守りネットワーク」の構築を行い、関係者間で情報を共有し、相互に連携します。</p> |
| <p>周防大島町社会福祉協議会</p> | |
| <p>「社会を明るくする運動」街頭啓発キャンペーン（再掲）</p> | <p>犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の立ち直りへの理解を促進するため、「社会を明るくする運動」に地域関係者等と連携し、町内の施設等で街頭啓発活動を行います。</p> |
| <p>大島保護区保護司会 大島地区更生保護女性会</p> | |
| <p>「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）</p> | <p>薬物乱用による弊害を町民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築するため、町内の施設等で街頭啓発活動を行います。</p> |
| <p>大島保護区保護司会 大島地区更生保護女性会</p> | |
| <p>保護司と地域関係者との意見交換会</p> | <p>「社会を明るくする運動」の一環として、保護司と町内の地域関係者（更生保護女性会、社会福祉協議会、民生委員児童委員など）が犯罪事例を検討することで、その対応や支援の共通認識を図ります。</p> |
| <p>大島保護区保護司会</p> | |
| <p>保護司と学校関係者による意見交換会（再掲）</p> | <p>青少年非行防止活動の一環として、保護司と町内の小中学校関係者が非行事例を検討することで、その対応や支援の共通認識を図ります。</p> |
| <p>大島保護区保護司会</p> | |
| <p>更生保護サポートセンターおおしま</p> | <p>更生保護活動の拠点として、保護司が更生保護女性会や地域関係者・機関と連携しながら、地域における更生保護活動を推進します。また、保護観察対象者や矯正施設出所者等の相談等も受け、保護司の行う処遇活動や地域に根ざした犯罪・非行防止活動等を支援します。</p> |
| <p>大島保護区保護司会</p> | |
| <p>矯正施設への慰問</p> | <p>矯正施設の慰問等を通じ、犯罪をした人等の社会復帰を支援します。</p> |
| <p>大島地区更生保護女性会</p> | |
| <p>見守り・助け合い活動の推進</p> | <p>身近な地域において、生活に困っている人、障害のある人、児童、高齢者、ひとり親家庭など、いろいろな悩みをもっている住民に様々な支援を行います。複合化する地域の様々な生活課題への適切な対応等を行うため、町や周防大島町社会福祉協議会、関係機関・団体などと連携し、身近な地域における支援活動を行います。</p> |
| <p>民生委員児童委員</p> | |
| <p>生活支援体制整備事業</p> | <p>「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進します。</p> |
| <p>周防大島町社会福祉協議会</p> | |

<地域の取組>

| | |
|-----------------|---|
| 地域における意識啓発の推進 | 社会福祉協議会地域福祉センターが行っている「地域懇話会」等を通じ、福祉に関する意識啓発や地域活動の必要性、また、身近な地域で見過ごされている課題の周知などを行います。 |
| 地域住民 | |
| 自治会・コミュニティ活動の充実 | 地域で活動している団体・組織の活動をさらに充実させるため、自治会活動等に対する助成を行うとともに、組織加入の促進や活動内容についての広報などを行い、誰もが参加できる地域活動の実現に向けて支援を行います。 |
| 自治会 | |

(2) 相談支援体制の充実

<町の取組>

| | |
|---------------------|--|
| 包括的な相談体制の充実 (再掲) | 地域包括支援センターや町各課窓口、子育て世代包括支援センター、新たに設置する子ども家庭総合支援拠点、障害者の相談拠点などの相談窓口が連携を図り、複合的な課題などに包括的に対応する体制を整備します。 |
| 福祉課・関係課 | |
| 地域包括支援センター (再掲) | 高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、高齢者の総合相談窓口とし、認知症などの介護相談に応じるとともに、虐待防止などの権利擁護も含めた包括的・継続的な支援を行うため、地域の見守りネットワークの構築など、支援体制の整備を促進します。 |
| 介護保険課 | |
| 障害に関する相談窓口 (再掲) | 障害者、障害児の保護者、障害児(者)の介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者相談支援事業所と連携して支援します。また、ひきこもりに関する相談や発達障害に関する相談に対し、それぞれ専門機関において支援します。 |
| 福祉課 | |
| 総合教育相談窓口(再掲) | いじめ・不登校のこと、友だち・異性のこと、ひきこもり、非行等問題行動など、様々な悩みを持つ青少年とその家族のために、「ふれあいテレホン大島」を開設し、必要な支援につなげます。 |
| 学校教育課 | |
| 子育て世代包括支援センター | 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、切れ目のない総合的相談支援を提供するとともに、関係機関等のネットワークづくりを推進します。 |
| 健康増進課 | |
| 地域子育て支援センター | 子育て中の親子が交流し、育児の悩みを解消したりするための出会いの場、遊びの場、学びの場などの提供や相談を行うなど、子育て家庭への育児支援を総合的にを行います。 |
| 福祉課 | |

| | |
|---------------|--|
| ひとり親家庭の総合相談窓口 | 母子・父子自立支援員が、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等に対する総合支援のための相談に応じます。 |
| 福祉課 | |
| 生活相談サポートセンター | 就労できない、住居がない、収入がない、負債がある等の悩みを抱えた相談者に対して、生活と就労に関する相談員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立に向けたプランを作成し、当該プランに沿って関係機関と連携して支援を行います。 |
| 福祉課 | |
| 相談者等への周知 | 相談窓口や支援制度の周知について、ホームページへの掲載や公共施設への掲示により、支援を必要とする相談者等へ周知を図ります。 |
| 各事業の実施主体 | |

<関係機関・団体の取組>

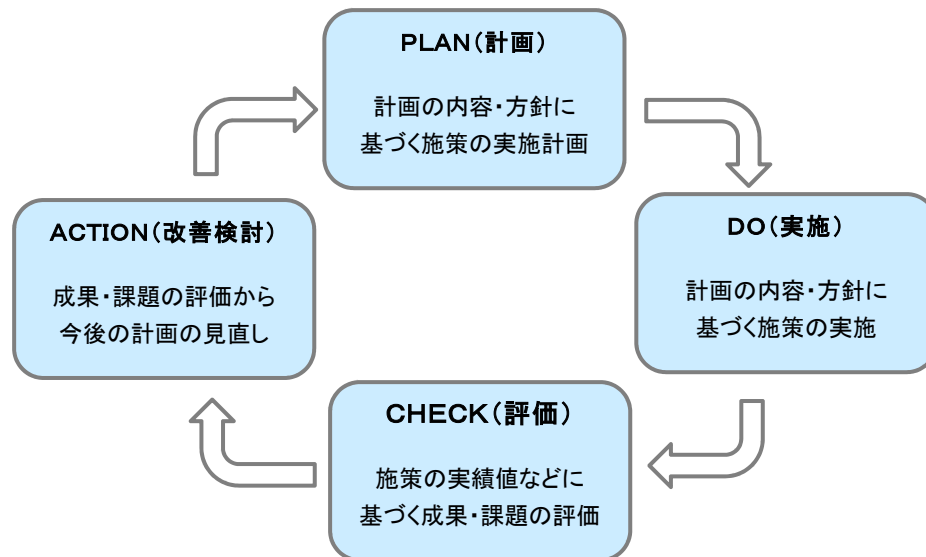
| | |
|--------------------------|---|
| 更生保護サポートセンター おおしま（再掲） | 更生保護活動の拠点として、保護司が更生保護女性会や地域関係者・機関と連携しながら、地域における更生保護活動を推進します。また、保護観察対象者や矯正施設出所者の相談等も受け、保護司の行う処遇活動や地域に根ざした犯罪・非行防止活動等を支援します。 |
| 大島保護区保護司会 | |
| 立ち直りの支援や指導 | 犯罪をした人や非行あるいは問題行動を起こした青少年の状況に応じて、関係機関等と連携して支援や指導に取り組みます。 |
| 山口県弁護士会 | |

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の実現を目指し、庁内の関係各課が、事業の実施に係る連携や調整を図るとともに、計画の評価、見直しを行います。

[PDCAサイクルによる進行管理]



2 協働による取組の推進

犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、国、山口県、地域の関係機関・団体、その他の関係者との連携・協働による取組を総合的に推進します。

資料

1 用語解説

| か行 | |
|---------|--|
| 起訴猶予 | 不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追しないもの |
| 協議体 | 互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めるために、助け合い活動をともに創出し、充実させていく組織 |
| 矯正施設 | 犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。 |
| 協力雇用主 | 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主 |
| 刑法犯 | 刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪法等に規定される犯罪 |
| 検挙 | 検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し被疑者とする事。 |
| 検察庁 | 法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括する。 |
| 更生保護 | 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組 |
| 更生保護女性会 | 地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。周防大島町では、大島地区更生保護女性会が活動を行っている。 |
| さ行 | |
| 児童相談所 | 児童福祉法に基づき、各都道府県に設置された児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに対応する。 |
| 児童委員 | 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援等を行う人で、「民生委員」を兼ねている。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。 |

| | |
|--------------|--|
| 社会を明るくする運動 | すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において協力し、犯罪のない地域社会を築くための全国的な運動 |
| 住宅確保給付金 | 生活困窮者自立支援制度における取組の一つであり、離職等により経済的に困窮し、住居を失った人又はそのおそれがある人を対象とした給付金 |
| 住宅確保要配慮者 | 定額所得者、被災者、高齢者、障害のある人等、住宅の確保に特に配慮を要する者 |
| 少年鑑別所 | 専門的知識及び技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省の所管の施設 |
| 生活困窮者自立支援制度 | 生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度 |
| 生活支援コーディネーター | 多様な生活支援・介護予防サービスが利用可能な地域づくりを行っていくために、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘などの「地域資源」の開発や、そのネットワーク化などを行う。 |
| た行 | |
| 地域福祉権利擁護事業 | 日常生活上の判断が十分にできず日常生活に不安がある人が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業 |
| な行 | |
| 認知件数 | 犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数 |
| は行 | |
| 法人成年後見人等受任事業 | 社会福祉法人、社団法人、NPO法人等が成年後見人等になり、精神上の障害などにより、物事を判断する能力が十分でない人について日常生活を法律的に保護する事業 |
| 保護観察 | 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの |
| 保護観察所 | 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省直轄の機関 |

| | |
|-------|--|
| 保護司 | 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員 |
| ま行 | |
| 民生委員 | 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人であり、「児童委員」を兼ねている。 |
| や行 | |
| 薬物依存症 | 覚醒剤やシンナーなど依存性のある薬物を使い続けることにより、これらの薬物への欲求が病的に強くなり、自分の意志の力でコントロールできなくなった状態 |

2 更生保護サポートセンターおおしまについて

| |
|---|
| 更生保護サポートセンターおおしま |
| <p>大島保護区保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行っています。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。</p> <p>また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場です。</p> |
| <p>〒742-2803 大島郡周防大島町大字土居 1078 番地 1 日良居公民館 2 階</p> <p>TEL/FAX 0820-73-0036</p> |

3 周防大島町再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づき周防大島町再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）の策定のため、周防大島町再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 再犯防止の推進の基本的方針等に関すること
- (2) 再犯防止の推進に関する取組内容等に関すること
- (3) その他、推進計画策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員は別表の再犯防止に係る関係機関及び団体等から推薦された者のうちから町長が委嘱する。

3 会長及び副会長は、委員の中から互選により選出する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、委員会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、町長が委嘱した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償費)

第7条 委員の報償の額は、1日の出務につき5,000円とする。

2 委員の交通費は、周防大島町報酬及び費用弁償条例（平成16年周防大島町条例第37号。以下「費用弁償条例」という。）第5条第3項及び第4項の規定に準じ、前項の額に加算して支払うものとする。

3 委員の報償の支払方法は、費用弁償条例第3条第1項及び第3項並びに第4条第1項の規定に準じて支払うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体の職員の身分をもって委嘱された委員については、報償を支払わない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、周防大島町健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って、これを定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 区 分 | 所 属 |
|----------|--|
| 国関係機関 | 山口地方法務局岩国支局 山口保護観察所 |
| 県関係機関 | 柳井健康福祉センター |
| 社会福祉関係団体 | 周防大島町社会福祉協議会 |
| 地域協力団体 | 周防大島町自治会連合会 周防大島町民生委員児童委員協議会 |
| 民間協力団体 | 大島保護区保護司会 大島地区更生保護女性会 |
| 学校関係機関 | 周防大島町小学校校長会 周防大島町中学校校長会 |
| 町関係部署 | 周防大島町教育委員会 周防大島町健康福祉部 周防大島町環境生活部 |

周防大島町再犯防止推進計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

| 役職 | 氏名 | 所属団体(役職) |
|-----|-------|---------------------------|
| 会長 | 新山 玄雄 | 大島保護区保護司会 (会長) |
| 副会長 | 河原 光雄 | 社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会 (会長) |
| 委員 | 中菅 典子 | 山口地方法務局 岩国支局 (支局長補佐) |
| 委員 | 松林 初恵 | 山口保護観察所 (企画調整課 課長) |
| 委員 | 林 雅裕 | 山口県柳井健康福祉センター (保健環境部 副部長) |
| 委員 | 井川 隆之 | 周防大島町自治会連合会 (会長) |
| 委員 | 井倉 清水 | 周防大島町民生委員児童委員協議会 (副会長) |
| 委員 | 大洲 昭子 | 大島地区更生保護女性会 (会長) |
| 委員 | 松林 光司 | 周防大島町小学校校長会 (会長) |
| 委員 | 岡室 真文 | 周防大島町中学校校長会 (会長) |
| 委員 | 永田 広幸 | 周防大島町教育委員会 (次長) |
| 委員 | 近藤 晃 | 周防大島町健康福祉部 (部長) |
| 委員 | 伊藤 和也 | 周防大島町環境生活部 (部長) |

周防大島町再犯防止推進計画

発行年月 令和3年3月
発行 周防大島町
編集 健康福祉部 福祉課
〒742-2806
山口県大島郡周防大島町大字西安下庄 3920-21
Tel 0820-77-5505 Fax 0820-77-5111